

未来のビルマに  
虹をかけて

おだかわ・あやね

弁護士(2009年、第一東京弁護士会登録)。ヒューマンライツ・ナウ・ビルマプロジェクトチーム、在日ビルマ人難民申請弁護団所属。

2010年9月、タイにあるビルマ法律家協会が運営するピース・ロー・アカデミー(Peace Law Academy)以下、PLA)に講師として派遣された。PLAは、選抜されてビルマ国内やタイの難民キャンプからやって来た若者たちが、寮生活を送りつつ世界人権宣言をはじめとした国際人権法、比較憲法などを勉強するところだ。学生たちは、国際的な人権感覚を養い、2年間のカリキュラム終了後には、それぞれの母団体に戻り、その知識経験をいかして活動することが期待されている。彼・彼女たちは、いわば、未来のビルマを創る希望の芽なのだ。このPLAは、人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」が資金援助と講師派遣を行なっていて、私はここから一講師として送り込まれた。

私は、2日間、主に選挙権と緊急事態についての授業をした。ビルマでは11月に総選挙が予定されているので、選挙権についての学生の関心はとて高く、これを勉強することは学生の要望でもあった。もっとも2日間でできることは限られており、学生にケーススタディを議論して発表してもらうことを重視して授業を進めた。

学生の議論を聞いていて、いくつか印象に残ったもののうち一つを紹介したい。私が作った架空の事例であるが、01年9月11日の同時多発テ

口後、米国大統領が緊急事態を宣言し、ニューヨーク州の全てのモスク及びイスラム教徒が経営する店を1週間閉鎖するという措置を米国がとった場合、この措置は「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」4条に沿うか、という問題。自由権規約4条は、緊急事態が宣言された場合に一定の権利を停



Photo by Ayane ODAGAWA

PLAでの授業風景。グループごとに意見を書き込む学生たち。

てみると、なんと全員が4条に沿う、つまり合法的な措置であると述べたのだった。

理由を尋ねると、9・11は国家の非常事態であるから混乱防止のための必要な措置だとか、9・11の犯人はイスラム教徒だと考えられているから、モスクなどは報復の対象とされるから、この措置は彼らを守るものであるとか、1週間程度の閉鎖であれば問題ないという意見であった。私は、ただ単にイスラム教徒であるという理由だけで、生計維持のための店経営を1週間も規制してよいのか? 宗教のみを理由とする差別ではないのか? 閉鎖は個人の意思に任せることができるのに、政府による一律閉鎖はやりすぎではないのか? と異なる視点をぶつけてみたが、国の秩序を維持するためには仕方

がないと皆口をそろえて言うのだった。

ビルマは、軍事政権が長く支配している国だ。緊急事態も頻繁に宣言され、日常化しているといっても過言ではない。緊急事態が宣言されれば、5人以上が1か所に集まったりならないなど、様々な規制は常態化している(映画「ビルマVJ」がこ

の様子をリアルに描いている)。このような生活環境では、モスクや店が1週間閉鎖されるぐらいなんてことないと思うのはむしろ当然なのかもしれない。軍政下の規制が彼らの潜在的な思考の奥深くまで浸透しているのだ。政府の国家秩序維持のためであるという大義名分に対して、不信感を抱きつつも、やはり危機意識を持つように刷り込まれているのではないだろうか。私は、軍政がもたらす負の影響の根深さを感じた。

最終日、学生の1人が寮の彼女の部屋を案内してくれた。4、5人の共同部屋であったが、彼女の小さな勉強机が置かれていた。机に向かう壁には、「You have responsibility or study」(勉強をする責任がある)と書かれた紙が貼ってあった。彼女はとりわけ英語がよくでき、活発に発言し、論理的思考力にも優れていた。ただ、その影には使命感からくる努力もあるのだと感じた。

PLAを去るとき、小雨がぱらついていたが、見上げると大きな虹がかかっていた。まるで、彼・彼女たちが未来のビルマへの架け橋となることを示しているようだった。時間はかかるし簡単ではないが、土を変え愛情を持って水と肥料をまき続ければ必ず芽は出るように、PLAでの若い芽を育むこの活動にもぎっと実を結ぶ時がくるだろう。そう信じて、PLAを後にした。